

地位・関係性を利用した障害女性への性暴力

— 障害者施設における障害女性の SRHR が保障される支援を目指して —

○ 法政大学 岩田 千亜紀 (008828)

[キーワード] 障害女性 性暴力 性と生殖に関する健康を享受する権利 (SRHR)

## 1. 研究目的

日本が 2014 年に批准した障害者権利条約では、障害者に対し「他の者に対して提供されるのと同じ範囲、質、水準の、無料または支払い可能なヘルスケアと方策を提供すること。そこにはセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康：SRH）と住民のための公衆衛生サービスを含むこと」(25 条(a))と明記されている。しかし、実際には、障害のある女子や女性は、性と生殖に関する健康を享受する権利（SRHR）が保障されておらず、性暴力の問題に直面している。カナダの Brownridge (2006) によれば、過去 5 年間の暴力について、女性障害者は健常女性と比べて、身体的暴力は 2 倍、性暴力は 3 倍高くなっていた。なお、障害に乗じた性犯罪事件では、「親」や「雇用者」などに加えて、入所施設および通所施設等の職員から被害に遭う事案が発生している。そこで、本研究では、施設職員と利用者という地位・関係性を利用した障害女性への性暴力の問題に焦点を当て、障害者施設での性暴力被害の実態、性暴力被害の背景を概観した後、障害者施設での障害者に対する性暴力への対策について考察する。

## 2. 研究の視点および方法

本研究では文献研究を行う。また、本研究では、地位関係性を利用した性暴力の背景としての“パターナリズム”（温情的庇護主義/家父長的温情主義）と、その対立概念としての“権利基盤アプローチ(ライツ・ベース・アプローチ：RBA)”と基本的人権としての“SRHR”に着目する。

## 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守し、先行研究の引用方法や研究成果の公表について十分な配慮を行う。なお、参考文献は抄録では簡略化し、当日の発表資料において文献リストを付け加える。

## 4. 研究結果

### 1) 障害者施設での障害者に対する性暴力被害の実態

令和 2 年度障害者虐待対応状況調査における障害者福祉施設従業者等による障害者虐待件数（厚生労働省 2022）では、通報件数 2,865 件のうち、虐待の事実が認められた事例は

632件であり、そのうち性的虐待は102件(16.1%、複数回答有)であった。虐待者の72.1%は男性であり、施設で虐待を受けた人の71.6%には知的障害があった。しかし、障害者の性暴力被害は潜在化しているため、統計の数値は氷山の一角であると考えられる。また、性的虐待の被害者の男女別内訳は不明であるが、先行研究結果(岩田2017)から、男性よりも女性において性暴力被害が多く発生していると考えられる。

## 2) 障害者施設での性暴力被害の背景

花岡(1997)によれば、パターナリズムとは、専断的な保護として現れる支配の形態である。重岡(2008)は、知的障害者施設職員のみる虐待が発生する要因の一つとして、「障害者であることの意識の不足と無意識化の上下関係の出現」を挙げている。すなわち、障害者施設においては、施設職員と利用者の関係に明確な上下関係・権力関係・支配関係(=パターナリズム)が存在している。この場合、利用者は暗黙裡に拒まれない状況に置かれるため、施設職員は強要を要することなく性暴力という加害行為に及ぶことができる。さらに、重岡(2008)は、知的障害者施設における虐待が表面化しない要因として、1)虐待事件の本質が利用者本人にも理解されていない、2)虐待による本人の行動が、利用者の問題行動とされる、3)加害者が本来保護すべき立場である、4)行政が虐待を隠蔽する役割を担う、5)親が虐待する側を守る行動をとることがあるという5点を挙げている。これらに加えて、障害者のSRHRが理解されず、保障されていないことが、障害者施設における障害者への性暴力被害の要因として考えられる。

## 5. 考察

地位・関係性を悪用した障害者施設内での障害者への性暴力被害を防ぐためには、まずは職員が施設内に存在する“パターナリズム”の問題に気づき、“パターナリズム”から、“権利に基づくアプローチ”による、利用者のSRHRを尊重した支援へと転換することが求められる。施設職員に対する人権に関する研修は少ないとの指摘がある(重岡2008)ことから、施設職員に対するSRHRに関する研修を強化する必要がある。さらに、利用者自身もSRHRについての十分な知識を得ることが不可欠である。永野(2021)は、「十分な性教育などの機会がない障害のある子どもたちは性被害に遭ったとしても、それが性被害であるということも分からない場合が大多数である」と述べている。そのため、障害児者に対する発達段階に応じた包括的セクシュアリティ教育を実施することが望まれる。

現在の刑法では、地位・関係性を利用した性暴力は処罰の対象ではない。しかし、本来、施設職員は利用者を保護すべき立場であることから、施設職員から利用者への性暴力は明らかに犯罪であり、相応の量刑が必要である。なお、イギリスや韓国などでは、障害者の保護を目的とする施設の長および従事者による障害者への性犯罪には刑が加重されている(岩田2022)。日本でも、地位・関係性や障害特性を踏まえた刑法性犯罪規定の創設など、刑法改正等に向けたソーシャルアクションを展開することが必要である。